

8月上旬の『被扶養者調書』にご協力いただきありがとうございました（政管健保加入の会員の方）。今回は、被扶養者になれる基準についてです。
労務協会からのお知らせ

厚生年金保険料が10月支給分給与から変更されています

労務協会から9月中旬に10月からの従業員ごとの社会保険料表をお送りしますので、ご確認ください。雇用保険料は「総支給額」に6/1000（建設業は7/1000）をかけた額を控除してください。なお、9月～来年2月支給の賞与については、以下の料率で控除してください。

政府管掌健康保険（介護なし）	41/1000	※10/1より「協会けんぽ」となります
政府管掌健康保険（介護あり）	46.55/1000	
厚生年金	76.75/1000	
雇用保険（一般）	6/1000	
雇用保険（建設業）	7/1000	

です。健康保険組合等に加入の会員様については、個別に労務協会までご確認ください。

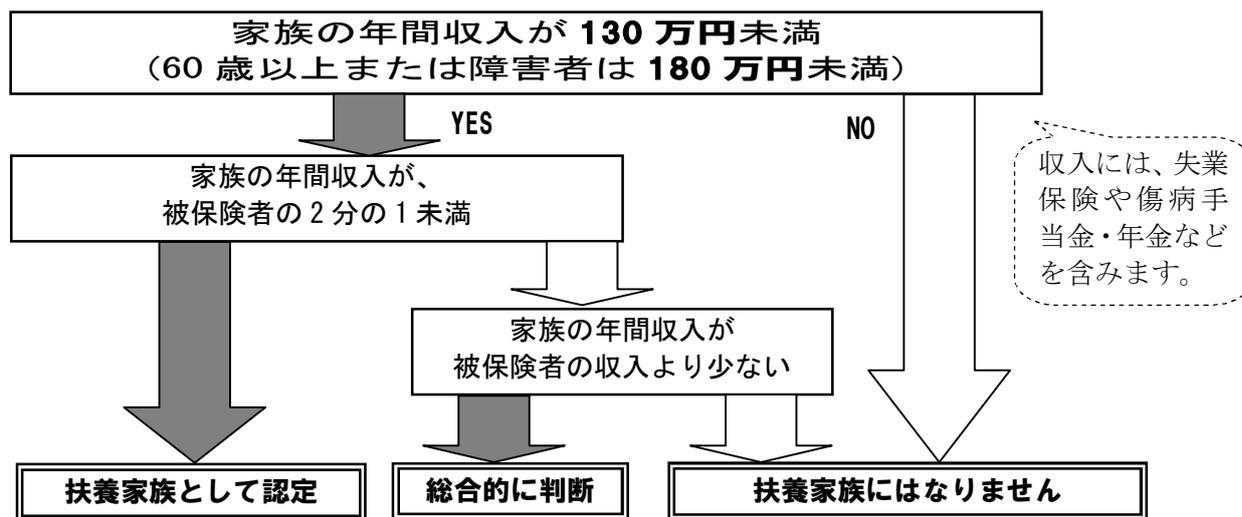
健康保険の被扶養者になれる基準について

家族が健康保険の被扶養者（扶養家族）になれるのは、主として被保険者の収入で生計を維持されている人（「生計維持関係」にある人）です。「被保険者と同居」が条件の人もあります。

続柄	条件
<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者（内縁関係でもよい） ●子（実子・養子） ●孫、弟妹、父母・祖父母などの直系尊属 	「生計維持関係」
<ul style="list-style-type: none"> ●上記以外の3親等内の親族 ●内縁関係の配偶者の父母および子 ●内縁関係の配偶者死亡後の父母および子 	「生計維持関係」＋「被保険者と同居」

「生計維持関係」は、次の基準をもとに判断されます。ただし、実情に応じて総合的に判断（認定）が行われる場合があります。

【家族が被保険者と同居している場合】



【家族が被保険者と別居の場合】

家族の年間収入が130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満）、かつ被保険者からの仕送額より少ない場合に被扶養者となります。仕送りがない場合は、「生計維持関係」にあるとは言えません。
 （編集後記）昨晚突然「福田首相辞任」のニュースが流れました。安倍首相からの2年間政局が右往左往して経済も低迷しています。この際、「政治に頼らない経営」を考えていきましょう。（一ノ宮 俊人）